

答 申 第 1 3 2 号

平成 21 年 12 月 25 日

神戸市教育委員会

委員長 森 脇 俊 道 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 21 年 5 月 26 日付教委庶第 1057 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

(1) 「教職員による事故報告書」

(2) 「処分等に関する資料」

についての部分公開決定に対する審査請求についての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

- (1) 「教職員による事故報告書」のうち、一般診療所を除く医療機関名及び駅名を非公開とした決定は妥当ではなく公開すべきであるが、その余について非公開とした決定は妥当である。
- (2) 「処分等に関する資料」のうち、警察署名及び平成 20 年 2 月 23 日発生分に記載された駅名を非公開とした決定は妥当ではなく公開すべきであるが、その余について非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、以下の公開請求を行った。

「神戸市立小・中・高・養護・盲学校に関する以下の文書（平成 16, 17, 18, 19 年度提出分）

- ① 体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）
- ② 処分説明書その他体罰事故に関しての処分等の経緯がわかる文書・資料等

- (2) 教育長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、

- ① 「教職員による事故報告書」
- ② 「処分等に関する資料」

を特定し、上記公文書の一部を非公開とする部分公開決定を行った。

- (3) これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める審査請求を行った。なお、審査請求人は、被害生徒の氏名及び「処分等に関する資料」に記載された処分を受けた教職員の氏名及び生年月日の公開は求めている。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成 21 年 3 月 27 日付の審査請求書及び平成 21 年 7 月 23 日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

平成 21 年 3 月 10 日付の公文書部分公開決定通知書に基づく公文書部分公開決定処分を取り消し、変更するとの裁決を求める。

今回部分公開を受けた公文書の非公開の範囲は、神戸市情報公開条例と同種の条例（情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号））のもと、兵庫県下の同種の学校体罰関係文書をめぐって争われた直近の裁判所の判決、すなわち大阪高等裁判所平成 18 年 12 月 22 日判決（平成 18 年（行コ）第 26 号公文書非公開決定取消請求控訴事件、同第 68 号同附

帯控訴事件。(判例タイムズ№.1254 (2008. 1. 15) 132～161 頁) (以下「18 年高裁判決」という。)) に違背するものである。

また、18 年高裁判決の確定の後、年度の異なる同種文書の一部非公開について出された兵庫県情報公開審査会答申第 70 号 (平成 20 年 10 月 30 日) (以下「県答申」という。) が存在する。県答申は、18 年高裁判決その他の関連判決を踏まえて出されたものである点で、今回部分公開を受けた公文書の非公開の範囲の本件条例適合性を考える上で参考になる内容を含むものである。

それらの判断を踏まえると、今回部分公開を受けた公文書の非公開の範囲は、以下の対象部分において、以下に述べる理由により本件条例違反であり、審査請求人は、本件条例に沿うように、本件一部非公開決定を取り消し、非公開範囲を変更するよう求めるものである。

18 年高裁判決は、本件公開請求に係る公文書と同内容の公文書 (平成 13 年度に県教委に提出されたもの。) につき、公立学校での教員の体罰は公務員の職務遂行行為であるから非公開事由に当たらず、「体罰事故報告書」(本件公開請求における「教職員による事故報告書」) においては、加害教員の氏名、所属学校名及び学校長名は公開するべきであるとの原審判断を支持した。このことは、学校における体罰問題の重大性と、公開の意義・必要性を正面から認めたものであると評価できる。また、この 18 年高裁判決は、情報公開条例の解釈として説得力があり、情報公開の精神に適い、不必要に情報公開の範囲を広げてしまう問題ももたず、他方で児童生徒のプライバシーにも配慮した優れたものであるといえる。

また、加害教員の氏名、所属学校名及び学校長名を公開すると、被害生徒が必然的に特定されるとの主張については、18 年高裁判決のみならず、その他の判決でも認められていない。

ちなみに加害教員の氏名、所属学校名及び学校長名自体を公開すべきだとするのであるから、それらを推認させうる間接情報も非公開とする余地はないこととなる。

さらに本判決は、体罰行為自体ではなく、それを理由として「教員が懲戒処分等を受けたこと」は保護されるべきプライバシーであると考えているが、だとしても「体罰事故報告書」にはこの懲戒処分等の内容は記載されておらず、それゆえこのことは事故報告書の非公開範囲を左右する事情とはならないとの考え方に立っている。すなわち他の処分等に関する資料とつき合わせて教員が特定されることがあるとすれば、それはそのように処分等に関する資料を公開した実施機関の判断の問題であり、それら資料の公開・非公開範囲の妥当性の問題であって、それによって「体罰事故報告書」の公開範囲が決められたり狭められることは、条例の予定するところではなく許されないとしたものといえる。妥当な考え方である。

それゆえ、本判決に従い、これら児童生徒の識別に至らない一切の情報については、すべて非公開を取り消すべきである。具体的には以下のとおりとなる。

(1) 「教職員による事故報告書」について公開されるべき非公開情報

① 学校名、校園長名（印影含む）、事故を起こした教職員名

以上に述べたとおりの理由による。

ちなみに平成 18 年 1 月 25 日作成の中学校の報告書では、理由は不明であるが校長名が示されている。消し忘れだということなのかもしれないが、いずれにせよ児童生徒の氏名の公開に比べて、保護されるべき重要度の低さを実施機関自ら認めているに等しい。

事故を起こした教職員名を公開しても、実施機関の非公開理由説明書のいうように「他の公開された情報（被害生徒の年齢・性別・学年・学級・事故に至る経緯等）」と照合しても被害児童生徒の識別には至らない。識別のためにはクラス名簿などが必要となるはずであって、公開情報だけでは特定し得ないはずである。処分庁はこうした個人特定が可能であることの説得力ある説明を何ら行っているとは言いがたい。また、審査請求書で触れた関連判決もそうした主張は一切認めていない。

また、体罰教員が「懲戒処分を受ける蓋然性が高い」ことをもって体罰を行ったという情報が当該教員にとっても非公開情報に該当するとするが、18 年高裁判決はこうした主張を退けている。よって、公務員たる教師が学校教育法上禁止されている体罰を行ったことは、職務の遂行に関する情報として、当該教員にとっては非公開情報には当たらないというべきである。

② 児童数、学科名

学校を推認させる間接情報ということなのかもしれないが、学校名が公開されるべきものである以上、非公開とはならない。また、これらからどのようにすれば、「インターネットで検索すれば、学校名が容易に識別でき」るのか全く不明である。

③ 病院名（所在地の記載あるものは所在地を含む）、駅名

同じく学校を推認させる間接情報ということなのかもしれないが、学校名が公開されるべきものである以上、非公開とはならない。また、これらだけではそもそも学校名は特定されない。処分庁も、これらを公開しても「学校名がある程度推定（数校程度）できる」ことしか認めていない。仮に、その主張を認めても個人特定に至らないことは自明である。なお、これらは兵庫県の同種文書においては現在原則的に公開されている。

④ 被害生徒の様態

平成 17 年 8 月 15 日作成の 2 枚の報告書においては、被害生徒の様態が急変した状況が非公開とされている。教員の職務遂行上の行為を理由とした死亡事件であり、市民の重大関心事であるその核心的な情報が非公開とされることは認められない。

被害生徒の氏名は明らかにされておらず、にもかかわらずそのプライバシー侵害だというのは、生徒の保護を口実に自己に都合の悪い情報を秘匿するものというべきである。他の体罰事件では傷害の程度等が公開されていることなどと照らしても、均衡

を欠くものというべきである。「センシティブ情報」というが、個人特定なき場合の情報の非公開については、慎重な対応が必要であり、安易に非公開とされるべきではない。本件は、条例の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報」には該当しない。

(2) 「処分等に関する資料」について公開されるべき非公開情報

① 処分を受けた教職員氏名

審査請求人は処分を受けた教職員氏名についての公開は求めない。但し、教職員名を公開しても、被害生徒の識別には至らないことは、上記で論じたと同様である。

② 処分を受けた教職員の生年月日

請求人は処分を受けた教職員の生年月日についての公開は求めない。

③ 学校名、経歴

学校名、経歴を公開しても、被害生徒はもちろんのこと、処分を受けた教職員の識別にも至らないことは、上記で論じたと同様である。

④ 児童数、学科名

学校を推認させる間接情報ということなのかもしれないが、これだけでは学校名は特定されない。仮に学校名が特定されたとしても、加害教員の特定は不可能あるいは困難、またはきわめて間接的であって受忍すべきである。これらからどのようにすれば「インターネットで検索すれば、学校名が容易に識別でき」るのか全く不明である。

⑤ 病院名、駅名、警察署名

同じく学校を推認させる間接情報ということなのかもしれないが、これらだけでは学校名は特定されない。仮に学校名が特定されたとしても、加害教員の特定は不可能あるいは困難、またはきわめて間接的であって受忍すべきである。処分庁も、これらを公開しても「学校名がある程度推定（数校程度）できる」ことしか認めていない。仮にその主張を認めても、個人特定に至らないことは自明である。

⑥ 被害生徒の様態

平成 17 年 8 月 16 日交付の処分等に関する資料においては、被害生徒の様態が急変した状況が非公開とされている。教員の職務遂行上の行為を理由とした死亡事件であり、市民の重大関心事であるその核心的な情報が非公開とされることは認められない。

被害生徒の氏名は明らかにされておらず、にもかかわらずそのプライバシー侵害だというのは、生徒の保護を口実に自己に都合の悪い情報を秘匿するものというべきである。他の体罰事件では傷害の程度等が公開されていることなどと照らしても、均衡を欠くものというべきである。

「センシティブ情報」というが、個人特定なき場合の情報の非公開については、慎重な対応が必要であり、安易に非公開とされるべきではない。本件は、条例の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報」には該当しない。

⑦ 加害教員の暴言

平成 16 年 10 月 25 日交付の処分等に関する資料においては、加害教員が発し処分の理由となった暴言の核心部分が非公開とされている。教員の職務遂行上の重大な問題行為であり市民の重大関心事であるその核心的な情報が非公開とされることは認められない。

被害生徒の家族状況に関係するものであることが推察されるが、被害生徒の氏名は明らかにされておらず、にもかかわらずそのプライバシー侵害だというのは、生徒の保護を口実に自己に都合の悪い情報を秘匿するものというべきである。またそのような児童生徒のプライバシーに関わるような暴言であればなお一層のこと、そうした公務員の問題行動・言動は市民に示されるべきではないか。

「センシティブ情報」というが、個人特定なき場合の情報の非公開については、慎重な対応が必要であり、安易に非公開とされるべきではない。本件は、条例の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報」には該当しない。

⑧ 被害生徒の所属部活動

これを明らかにしても生徒も特定されず、学校や加害教員も特定されるとはいえない。これらからどのようにすれば「インターネットで検索すれば、学校名が容易に識別でき」るのか全く不明である。

(3) 県答申とそれを参考とした非公開範囲

県答申は、兵庫県教育委員会の有する本件公文書と同一種の文書につき、以下の部分については公開すべきであると判断している。

ア 学校名並びに学校長の氏名及び印影

イ 加害教員の校務分掌及びクラス名

ウ これら以外の項目のうち、他の情報と照合することによって学校名が明らかになると兵庫県教育委員会が主張した情報

エ 部活動名や体罰の状況等（新聞報道がされたものに限る。）

県答申によれば、「体罰事故報告書」記載の体罰を行ったことを示す情報も、懲戒処分等と実質的に区別されえず、教員個人のプライバシー情報であるとする。しかしながら、他方で以上のアからエの情報を公開しても、教員の特定には至らないため、これらの情報は公開すべきであるとした。

審査請求人は、このように「体罰事故報告書」記載の体罰を行ったことを示す情報も教員個人のプライバシー情報であるとする、懲戒処分等を受け、また受ける可能性のある公務員の問題行動は、たとえそれが職務遂行上のものであってもすべて非公開とすることを許すことにつながるため、このような立場は許されるべきではなく、上記で論じた 18 年高裁判決の考え方を正しいものとする。

とはいえ仮に県答申の考え方に立ったとしても、神戸市教育委員会管轄下の小中高

等学校と県教育委員会の管轄下のそれとを特に区別して判断すべき理由はないと思われるため、今回部分公開を受けた公文書の非公開の範囲についても、上記①から④の部分及びそれ以外でも被害生徒や加害教員を特定しえない部分については公開されるべきものとする。具体的には以下のとおりとなる。

①「教職員による事故報告書」について公開されるべき非公開情報

ア 学校名、校園長名（印影含む）

以上に述べたとおりの理由による。

イ 児童数、学科名

学校を推認させる間接情報ということなのかもしれないが、学校名が公開されるべきものである以上、非公開とはならない。また、これらだけではそもそも学校名は特定されない。仮に学校名が特定されたとしても、加害教員の特定は不可能あるいは困難、またはきわめて間接的であって受忍すべきである。

ウ 病院名、駅名

同じく学校を推認させる間接情報ということなのかもしれないが、学校名が公開されるべきものである以上、非公開とはならない。また、これらだけではそもそも学校名は特定されない。仮に学校名が特定されたとしても、加害教員の特定は不可能あるいは困難、またはきわめて間接的であって受忍すべきである。

エ 被害生徒の様態

平成 17 年 8 月 15 日作成の 2 枚の報告書においては、被害生徒の様態が急変した状況が非公開とされている。教員の職務遂行上の行為を理由とした死亡事件であり、市民の重大関心事であるその核心的な情報が非公開とされることは認められない。

被害生徒の氏名は明らかにされておらず、にもかかわらずそのプライバシー侵害だというのは、生徒の保護を口実に自己に都合の悪い情報を秘匿するものというべきである。他の体罰事件では傷害の程度等が公開されていることなどと照らしても、均衡を欠くものというべきである。

②「処分等に関する資料」について公開されるべき非公開情報

ア 学校名、校園長名（印影含む）

以上に述べたとおりの理由による。

イ 児童数、学科名

学校を推認させる間接情報ということなのかもしれないが、これだけでは学校名は特定されない。仮に学校名が特定されたとしても、加害教員の特定は不可能あるいは困難、またはきわめて間接的であって受忍すべきである。

ウ 病院名、駅名、警察署名

同じく学校を推認させる間接情報ということなのかもしれないが、これらだけでは学校名は特定されない。仮に学校名が特定されたとしても、加害教員の特定は不可能あるいは困難、またはきわめて間接的であって受忍すべきである。

エ 被害生徒の様態

平成 17 年 8 月 16 日交付の処分等に関する資料においては、被害生徒の様態が急変した状況が非公開とされている。教員の職務遂行上の行為を理由とした死亡事件であり、市民の重大関心事であるその核心的な情報が非公開とされることは認められない。

被害生徒の氏名は明らかにされておらず、にもかかわらずそのプライバシー侵害だというのは、生徒の保護を口実に自己に都合の悪い情報を秘匿するものというべきである。他の体罰事件では傷害の程度等が公開されていることなどと照らしても、均衡を欠くものというべきである。

オ 加害教員の暴言

平成 16 年 10 月 25 日交付の処分等に関する資料においては、加害教員が発し処分の理由となった暴言の核心部分が非公開とされている。教員の職務遂行上の重大な問題行為であり市民の重大関心事であるその核心的な情報が非公開とされることは認められない。

被害生徒の家族状況に関係するものであることが推察されるが、被害生徒の氏名は明らかにされておらず、にもかかわらずそのプライバシー侵害だというのは、生徒の保護を口実に自己に都合の悪い情報を秘匿するものというべきである。またそのような児童生徒のプライバシーに関わるような暴言であればなお一層のこと、そうした公務員の問題行動・言動は市民に示されるべきではないか。

カ 被害生徒の所属部活動

これを明らかにしても生徒も特定されず、学校や加害教員も特定されるとはいえない。

以上のとおり、本件処分に関する処分庁の非公開理由説明は、非公開の根拠とはなりえない不当なものであり、審査請求書に記載のとおり、請求文書の一部非公開決定処分を取り消し、変更するとの裁決を求める。

4 諮問庁の主張

諮問庁の主張を、平成 21 年 7 月 9 日付の非公開理由説明書、平成 21 年 7 月 21 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

条例第 3 条では、「実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、原則公開とする情報公開制度においても個人に関する情報（プライバシー情報）については、最大限保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしている。

また、原則公開の例外として、条例第 10 条第 1 号アにおいて、「特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって

次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報（いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）ア 公にしないことが正当であると認められるもの」と規定し、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーに関することは非公開にする旨が定められている。

処分庁が原処分における非公開部分を非公開とした理由は以下のとおりである。

(1) 事故報告書の非公開部分が条例第 10 条第 1 号アに該当すると判断した理由

事故報告書は、神戸市立学校園（以下「学校」という。）において教職員が児童生徒に対して体罰を行った場合に、校園長から教育長あてに提出される報告書である。

事故報告書には、学校名、校園長名（印影含む）、発生年月日、発生場所、事故を起こした教職員（職・氏名・年齢・性別・教科・校務分掌）、被害児童生徒（氏名・年齢・性別・学年・学級）、事故に至る経過、症状の程度（処置・診断結果等）、関係者への対応等の情報が記載されている。

① 被害生徒氏名

特定の個人が識別される情報であり、体罰を受けたことは、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常と認められる情報であり、公にしないことが正当であると認められ、非公開情報に該当すると判断した。

② 事故を起こした教職員名

事故を起こした教職員名が公開されると、学校名が識別され、他の公開された情報（被害生徒の年齢・性別・学年・学級・事故に至る経緯等）と結合することにより、被害生徒を識別することができる。

また、事故を起こした教職員が懲戒処分等を受ける蓋然性は高いと考えられる。懲戒処分等を受けるという情報は、当該教職員の経歴、社会生活等に関するもので、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有する情報であり、通常他人に知られたくないものと認められる。よって、当該教職員が懲戒処分等を受ける蓋然性のある立場におかれることとなる、当該教職員が体罰を行ったという情報については、通常他人に知られたくないものであるため、非公開情報に該当する。

③ 学校名、校園長名（印影含む）

校園長名（印影含む）が公開されると、学校名を識別でき、学校名が識別されると他の公開された情報（被害生徒の年齢・性別・学年・学級・事故に至る経緯等）と結合することにより、被害生徒を識別できると考えられ、公にしないことが正当であると判断した。

④ 児童数、学科名

これらの情報は、インターネットで検索すれば、学校名が容易に識別でき、他の公開された情報（被害生徒の年齢・性別・学年・学級・事故に至る経緯等）と結合することにより、被害生徒を識別することができるため、非公開情報に該当すると判断し

た。

⑤ 病院名、駅名

利用する病院や駅は、通常校区内もしくは校区に隣接した施設を利用すると考えられ、これらの情報を公開すると、学校名がある程度推定（数校程度）できることになる。

なお、平成17年7月26日作成や17年8月15日作成については、広域から患者を集める、大規模公的病院ということで、病院名を公開している。

⑥ 被害生徒の様態

本件情報は、被害生徒の症状が悪化していく様子が具体的かつ克明に書かれており、センシティブ情報であるため、非公開情報に該当すると判断した。

(2) 処分等に関する資料の非公開部分が条例第10条第1号アに該当すると判断した理由

処分等に関する資料は、教育委員会が懲戒審査会にかける際の資料（以下「審査資料」という。）と、本人に渡す処分説明書の2種類の文書である。

審査資料には、学校名、処分を受ける教職員（氏名、生年月日、年齢、職、担任、教科、校務分掌、採用年月日、経歴）、発生日、発生場所、事件概要、被害の程度、関係者の対応、処分案の情報が記載されている。

また、処分説明書には、処分を受けた教職員（氏名、職）、学校名、処分の種類及び程度、処分年月日、根拠法規、処分の理由、不服申立てに関する教示等の情報が記載されている。

① 処分を受けた教職員氏名

懲戒処分等を受けたという情報は、当該教職員の経歴、社会生活等に関するもので、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有する情報であり、通常他人に知られたくないものと認められる。よって非公開情報に該当する。

また、処分を受けた教職員氏名が公開されると、学校名が識別され、他の公開された情報（発生日・発生場所・事件概要・被害の程度等）と結合することにより、被害生徒を識別することができる。よって非公開情報に該当する。

② 処分を受けた教職員の生年月日

処分を受けた教職員のプライバシーに関することであり、非公開情報に該当する。

③ 学校名、経歴

学校名が公開されると、他の公開された情報（年齢・担任・教科・発生日・発生場所・事件概要・処分の理由等）と結合することにより、処分された教職員を識別することができる。また、経歴が公開されれば、処分された教職員を識別することが可能になる。また、結果として被害生徒の識別にもつながる。よって非公開情報に該当する。

④ 児童数、学科名

これらの情報は、インターネットで検索すれば、学校名が容易に識別でき、他の公

開された情報（年齢・担任・教科・発生日・発生場所・事件概要・処分の理由等）と結合することにより、処分された教職員を識別することができるし、被害生徒の識別にもつながる。よって非公開情報に該当する。

⑤ 病院名、駅名、警察署名

利用する病院や駅は、通常校区内もしくは校区に隣接した施設を利用すると考えられ、これらの情報を公開すると、学校名がある程度推定（数校程度）できることになる。また警察署名は、高等学校という校種を公開している状況で、警察署名を公開すると、所在地の関係で学校名がある程度推定（数校程度）できることになる。よって、非公開情報に該当する。

⑥ 被害生徒の様態

本件情報は、被害生徒の症状が悪化していく様子が具体的かつ克明に書かれており、センシティブ情報であるため、非公開情報に該当すると判断した。

⑦ 加害教員の暴言

本件情報は、被害生徒の家庭状況を誹謗・中傷する内容が書かれており、センシティブ情報であるため、非公開情報に該当すると判断した。

⑧ 被害生徒の所属部活動

本件情報は、高等学校という校種を公開している状況下で、インターネットで検索すれば、学校名が容易に識別でき、他の公開された情報（年齢・担任・教科・発生日・発生場所・事件概要・処分の理由等）と結合することにより、処分された教職員を識別することができるし、被害生徒の識別にもつながる。よって非公開情報に該当する。以上のおおりに、処分庁が原処分において、本件非公開部分を非公開とした理由に、不合理的な点を見出せないことから、原処分を維持することが適当であると考ええる。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、平成16年度から平成19年度に作成された「教職員による事故報告書」46件及び「処分等に関する資料」32件の一部非公開とする部分公開決定処分である。以下検討する。

(2) 本件公文書について

実施機関によると、「教職員による事故報告書」は神戸市立学校長から教育長に宛てた教職員による児童生徒への体罰の事実関係を記した報告書であるとしている。また、「処分等に関する資料」は、懲戒審査会で審査に付された際の「審査資料」と、教職員に対する「処分説明書」で構成されており、「審査資料」には体罰発生の事実関係と処分(案)等を、「処分説明書」には懲戒処分を受ける教職員に対していかなる理由で処分が行われるのかを説明した文書であるとしている。

審査会が「教職員による事故報告書」等を見分したところ、本件公文書には、被害生

徒の言動や教職員が体罰を行うに至った如実な記載や保護者の体罰に対する反応等が時系列的に記載されており、被害生徒及びその家族にとってみれば、通常他人に知られることを望んでいないものと推認される。これらを公開すれば、当該個人の権利利益が侵害されることになる。

一方、教職員が生徒に対していかなる体罰を行ったかという事実は、体罰防止の観点からも明らかにされなければならない。双方の事実は表裏一体をなすものであるが、とりわけ児童生徒にとって身体的あるいは心理的な成長が育まれる青少年期に発生した事案であることを踏まえるならば、公開・非公開の判断の妥当性を検討するに際しては児童生徒のプライバシーを最大限に配慮する必要があると考える。

以下、この点を踏まえて検討する。

(3) 教職員による事故報告書の非公開情報の条例第10条第1号アの該当性について

審査会が見分したところ、教職員による事故報告書には(ア)報告者(「学校名」・「校長名」)、(イ)体罰の発生年月日及び発生場所、(ウ)事故を起こした教職員(「教職員名」・「職名」・「年齢」・「性別」・「教科」・「校務分掌」)、(エ)被害生徒(「被害生徒名」・「年齢」・「性別」・「学年」・「組」)、(オ)事故に至る経緯、(カ)症状の程度、(キ)関係者(保護者等)への対応の各項目から構成されている。

実施機関は、これらの項目に共通して、「学校名」、「校長名」、体罰を行った「教職員名」、「被害生徒名」を、また、(オ)事故に至る経緯、(カ)症状の程度及び(キ)関係者(保護者等)への対応の報告文中に記載されている「保護者名」、事故に関わった「教職員名」、「PTA会長名」、「1・2年生の児童数」、「被害生徒の様態」、「医療機関名(所在地を含む)」、「駅名」、体罰事故発生日に交流した「学校名」、「特定学校の固有情報(学科名等)」を非公開としている。なお、審査請求人は体罰を受けた「被害生徒名」の非公開決定については争わないとしている。

① 「学校名」について

実施機関によると、昨今の学校ごとの生徒数は少子化傾向のなかで、1学級に占める人数が基本的には35人もしくは40人学級編成ではあるものの、それ以下の学校も珍しくはない状況であり、学校によっては数人程度の学級も生じている状況であるとしている。実施機関は原処分において、すでに被害生徒の「年齢」・「性別」・「学年」・「組」を公開している。そうすると、学校名を公にすると既に公開された情報と結合することによって、被害生徒を識別することができる蓋然性が高くなることが認められる。

したがって、「学校名」を公にすると被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

② 「校長名」・「教職員名」について

実施機関によると、「校長名」・「教職員名」は職務上の公開すべき情報であり、実

施機関へ問い合わせをすれば、「学校名」を容易に知ることができるとしている。「学校名」が明らかになれば、上記で検討したとおり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることとなる。

したがって、「校長名」・「教職員名」を公にすれば、「学校名」の特定につながり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

③ 「保護者名」・「PTA会長名」について

本件情報は、体罰を受けた生徒の「保護者名」及び通学する学校の「PTA会長名」であって、特定個人が識別されもしくは識別され得る情報であり、公にしないことが正当であると認められることから、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

④ 「1・2年生の児童数」について

審査会が見分したところ、実施機関が非公開とした児童数は2学年分を合算した児童数としては通常考えられる数値に比して少数であり、当該小学校が小規模であることが認められる。神戸市のホームページにおいて各小学校の学級数及び児童数が学年ごとに掲載されているが、この公開されている資料と非公開となっている数値を突合すれば容易に「学校名」が特定される。そして、「学校名」が明らかになれば、上記で検討したとおり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることとなる。

したがって、「1・2年生の児童数」を公にすれば、「学校名」の特定につながり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

⑤ 「被害生徒の様態」について

本件情報は、被害生徒の体調に異変が生じ、危篤に至る状況が記載されている。この種の情報は、被害生徒及びその家族にとって機微な情報であり、被害生徒及びその家族にとっては社会に流通することについて不快感や嫌悪感を抱くのが通常とみるのが相当であり、公にすると被害生徒及びその家族の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

⑥ 「医療機関名（所在地を含む）」について

医療機関は、地域に密着した一般診療所がある一方で、広域的な病院が地域に散在する。一般に、学校において発生した事故で負傷した場合、おおむね学校に近い医療機関に行くことが予想されるが、負傷の程度によっては診療所へ行くのかあるいは救急病院等の総合病院に行くのか、異なるところである。

地域に密着した一般診療所であれば、比較的容易に学校区内での利用が推定されることから、医療機関のうち、一般診療所が公になると学校名が明らかとなる蓋然性が高いといえる。

したがって、医療機関のうち、地域に密着した一般診療所であれば、「医療機関名」を公にすると「学校名」の特定につながり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当であるが、その余の医療機関名は公開すべきである。

⑦ 「駅名」について

本件に記載された「駅名」は鉄道に関するものであり、一般的には駅間が比較的長く、1駅につきその利用も複数校に及ぶものと考えられ、駅名を公開しても「学校名」が特定されるとは一概には言えない。教職員による事故報告書に記載されている「駅名」を見分したところ、その周辺区域に複数校存在しており、「学校名」の特定に至らないことから、本件情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

⑧ 体罰事故発生日に交流した「学校名」について

本件に記載された「学校名」は、クラブ活動の交流のために参加した「学校名」である。体罰事故が発生した日に交流していた「学校名」が明らかになると、被害生徒の通う「学校名」が特定されないとは言い切れない。そして、「学校名」が明らかになれば、上記で検討したとおり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることとなる。

したがって、交流先の「学校名」を公にすれば、被害生徒の通う「学校名」の特定につながり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

⑨ 「特定学校の固有情報（学科名等）」について

「特定学校の固有情報」は、その学校にのみ存在する情報であり、当該情報が判明すれば、高等学校のホームページの閲覧等によって容易に「学校名」が明らかになることが認められる。そして、「学校名」が明らかになれば、上記で検討したとおり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることとなる。

したがって、「特定学校の固有情報」を公にすれば、「学校名」の特定につながり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

(4) 処分等に関する資料の非公開情報の条例第10条第1号アの該当性について

審査会が見分したところ、懲戒審査会の「審査資料」には（ア）処分の対象となった教職員の「氏名」・「生年月日」・「年齢」、（イ）所属（「学校名」、「職名」、「担当教科」、「校務分掌」、（ウ）教職員の経歴（「採用年月日」、これまで赴任した「学校名・年数又は期間」）、（エ）発生日、（オ）発生場所、（カ）事件概要、（キ）被害の程度、（ク）その後の対応、（ケ）関係者の対応（コ）処分案等の各項目から構成されている。

また、処分説明書には、(ア) 交付年月日、(イ) 処分を受けた職員名・職名・所属、(ウ) 処分の種類及び程度、(エ) 処分年月日、(オ) 根拠法規、(カ) 処分の理由、(キ) 不服申し立てに関する教示の各項目から構成されている。

実施機関は、これら公文書の各項目に記載された情報のうち、処分の対象となった教職員の「教職員名（校長名を含む）」・「生年月日」・「学校名」・これまで赴任した「学校名・年数又は期間」、「被害生徒名」、事故に関わった「教職員名」、「教職員の不穏当な発言」、「1・2年生の児童数」、「被害生徒の様態」、「医療機関名」、「駅名」、「警察署名」、交流先の「学校名」、「特定学校の固有情報（学科名等）」を非公開としている。

なお、審査請求人は、「被害生徒名」、「処分を受けた教職員名」、「生年月日」の非公開決定については争わないとしている。

- ① 「学校名」、事故に関わった「教職員名」、「1・2年生の児童数」、「被害生徒の様態」、交流先の「学校名」、「特定学校の固有情報(学科名等)」について

これらの情報については、すでに教職員による事故報告書で検討したとおりであり、いずれの情報も公にすることによって、被害生徒の権利利益を害することから、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

- ② これまで赴任した「学校名・年数又は期間」について

本件情報は、懲戒対象の教職員の職歴に関する情報であり、特定個人が識別される情報であり、教員名が判明すれば、教職員による事故報告書で検討したとおり「学校名」が明らかになることが認められる。そして、「学校名」が明らかになれば、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることとなる。

したがって、これまで赴任した「学校名・年数又は期間」を公にすれば、被害生徒の通う「学校名」の特定につながり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

- ③ 「教職員の不穏当な発言」について

本件情報は、被害生徒に対する暴言の一部であるが、非公開とされた箇所には当該被害生徒の生活環境が窺い知ることができる機微な情報であり、公にすることによって被害生徒の権利利益を害することから、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

- ④ 「医療機関名」について

「医療機関名」については、すでに教職員による事故報告書で検討したとおりであり、平成16年7月15日発生分に記載された本件情報は一般診療所であり、公にすると「学校名」の特定につながり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

- ⑤ 「駅名」について

審査会が見分したところ、本件公文書中、「駅名」が記載されている資料は平成 17 年 8 月 2 日の事故発生分及び平成 20 年 2 月 23 日の事故発生分の 2 件であることが認められる。駅名は、移動手段として利用されるものであるが、鉄道の場合、駅間が比較的長距離であり、学校区域も複数に及ぶことから駅名のみで学校を特定するとは一般的には言えないところ、平成 17 年 8 月 2 日発生分については、近接する中学校は 1 校のみであることから、「学校名」が容易に特定できるものと認められる。

したがって、「駅名」のうち、平成 17 年 8 月 2 日発生分の「駅名」を公にすると「学校名」が明らかとなり、被害生徒が識別されもしくは識別され得ることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当であるが、平成 20 年 2 月 23 日発生分に記載された「駅名」は公開すべきである。

⑥ 「警察署名」について

本件情報は、被害生徒の保護者が所轄警察署に被害届を提出した「警察署名」が記載されている。そもそも警察署はおおむね行政区ごとに置かれており、公にしても被害生徒の特定に繋がらないことから、実施機関が非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(5) 事故報告書の公開のあり方について

審査会は、教職員による事故報告書の公開のあり方について、答申第 67 号（平成 13 年 7 月 26 日付）において意見を付している。この考え方は、現時点においても十分に意味をなしており、審査会は本答申においてもこの考え方を維持するものである。

なお、答申第 67 号において付した意見の内容は、以下のとおりである。

「(4) 事故報告書の公開のあり方について

ア 学校名の条例第 7 条第 1 号の該当性についての審査会の判断は、上記 (3) イに示すとおりであるが、以下、補足的に事故報告書の公開のあり方について、学校名を公開する場合と学校名を非公開とする場合とに分けて意見を述べる。なお、いずれの場合も、プライバシー保護の観点から児童生徒の氏名は非公開であることを前提とする。

イ 学校名を公開する場合

学校名を公開すれば、学校名を非公開とする場合と比較して、児童生徒が識別され、又は識別され得る可能性が高まることは明らかである。したがって、学校名を公開する場合は、本件において学校名の非公開を前提として公開されている情報のうち、児童生徒が識別され得る情報、例えば、児童生徒の年齢、性別、学級、所属する部活動の名称、学校・学級内における役割、体罰を行った教職員の年齢、教科等の情報のいくつかは、基本的には非公開とせざるを得ないと思われる。

ウ 学校名を非公開とする場合

校長名、教職員の氏名は、学校名を知ることにつながる情報であるから、非公開になるものと思われる。学校名が非公開である場合、上記イの児童生徒が識別され得る情報を公にしても、それにより児童生徒が識別され、又は識別され得るおそれはないから、公開されるものと思われる。

エ 実施機関の採用した決定の態様について

事故報告書に記載された情報についての決定の態様としては、上記（４）イ、ウのいずれかが考えられるところである。実施機関によれば、実施機関が上記（４）ウの態様を採用した理由は、体罰についての事実関係を可能な限り公開することに重点を置いたものと考えられる。

上記の態様のうち、いずれの態様を採用すべきかは、いかなる情報の公開に優先度を置くかの問題と考えられ、実施機関の選択裁量の問題と考えられる。」

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成21年5月26日	-	* 諮問書を受理
平成21年7月9日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成21年7月21日	第231回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成21年7月27日	-	* 申立人から意見書を受理
平成21年8月24日	第232回審査会	* 審議
平成21年10月26日	第233回審査会	* 審議
平成21年11月9日	第234回審査会	* 審議
平成21年12月7日	第235回審査会	* 審議